
協会のご案内

The CONSULTING ASSOCIATION for the SEWERAGE PIPE EXAMINATION (CASPE)

一般社団法人管路診断コンサルタント協会
(管 診 協)

ご 挨拶

一般社団法人管路診断コンサルタント協会（管診協）は、管路施設の計画的な改築・修繕に関するコンサルティング業務の確立と新技術の研究開発を目指して、平成 10 年 4 月に発足し今日に至っております。この間、平成 21 年 3 月には一般社団法人化し発展を遂げてまいりました。ひとえに国土交通省はじめ地方公共団体、関係団体などの関係者各位からご指導、ご支援の賜物であり心より御礼申し上げます。

我国の下水道管路総延長は、令和 2 年度末に 49 万kmに達し巨大な社会資本のひとつとなっています。これら価値ある下水道管路施設を維持するには、計画的に資金を投資して適切な維持管理と更新が必要であります。国土交通省では、令和 4 年度の下水道予算において、「成長戦略フォローアップ」、「国土強靱化基本計画」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」、「新下水道ビジョン」、「新下水道ビジョン加速戦略」等を踏まえ、前年度に引き続き、安全・安心の確保により国土強靱化推進、快適な生活環境・水環境の向上による潤いのある地域づくり、さらに下水道事業の持続・成長による次世代を支える下水道の推進等の予算を獲得し執行しております。

当協会では、今後とも下水道管路の適正な維持・更新に貢献すべく「創造する管診協・行動する会員企業」をモットーに活動してまいります。管路診断技術の進化、会員サービスの向上そして異業種・産学との連携の三つの柱を軸に、これまでの活動で積み上げてきた知見を地方公共団体はじめ関係者に提供し、下水道管路アセットマネジメントの最適化に向けたお手伝いを講じていきます。具体的には当協会で取りまとめたマニュアル・歩掛や本協会会員会社の活動、管診鏡の利便性を広く P R するとともに、さらなる技術の研鑽と調査・研究に努めてまいります。

関係各位におかれましては、引き続きご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

一般社団法人管路診断コンサルタント協会

会長（代表理事） 山 崎 義 広

【本 協 会 の 目 的】

本協会は、管路構造物の耐久性を評価する調査・診断とそれに基づいた的確な改築・修繕工法およびこれに要する材料等の評価に努め、計画的な事業実施のための管路構造物診断技術に係る総合システムの構築を図るとともにストックマネジメントの調査・計画策定、効率的な点検・調査手法の開発・普及および事業実施に係るコンサル業務の研鑽・研究・修得等を行い、もって本事業分野の普及発展により、広く社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

【本 協 会 の 事 業】

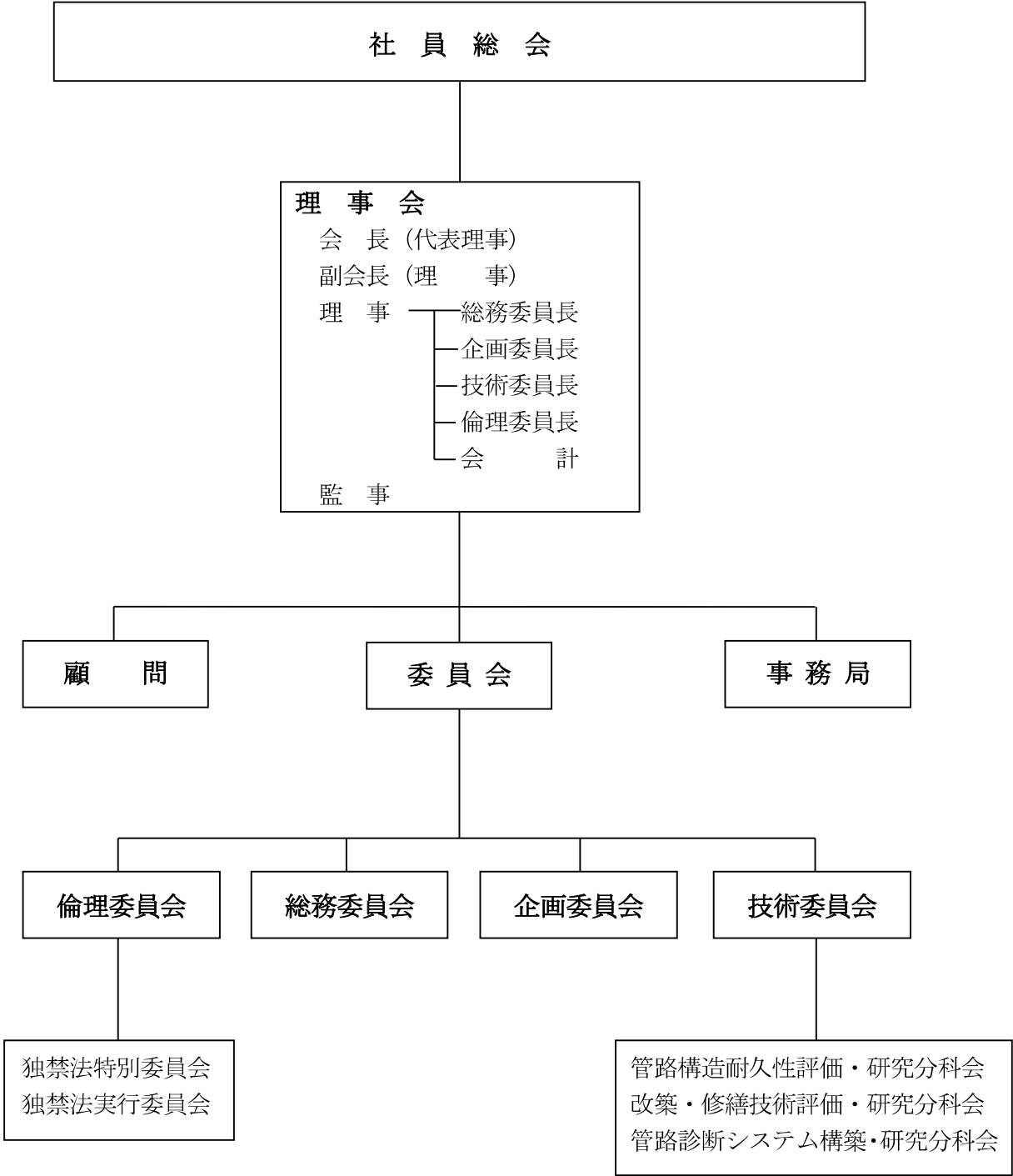
本協会は、協会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 管路構造物の診断業務に関する情報の収集、点検・調査・診断機器の活用に伴う技術開発および科学的手法を用いた点検・調査・診断評価システム並びに管理システムの研究・分析・修得
- (2) 管路構造物の補修、更生工法に関する情報収集および診断に基づく適切かつ経済的な工法の技術評価
- (3) 管路構造物の補修、更生材料に関する情報収集および構造特性並びに環境等の実態に適合した補修材料の調査・研究
- (4) 管路構造物の点検手法に関する情報収集および技術的、経済的、安全性、効率性、環境影響等の評価
- (5) 管路構造物の点検機器、関連するシステムの開発、販売および保守
- (6) 諸官庁、研究機関および関係大学との共同研究開発
- (7) 海外との技術交流および海外技術研修
- (8) 改築・修繕技術および技能に関する調査、情報交換、広報活動、印刷物の刊行、その他本協会の目的達成に必要な事業

【本協会の発刊・編集図書】

- (1) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）
（平成 28 年版）、平成 28 年 6 月発刊
- (2) 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）
（令和 3 年版）、令和 3 年 10 月発刊
- (3) 再構築工学—下水道管路施設編—
平成 27 年 12 月発刊、発売元 技報堂出版株式会社

一般社団法人管路診断コンサルタント協会・組織図



一般社団法人管路診断コンサルタント協会

社員の倫理に関する規則

平成10年9月25日制定（総会決議）

平成17年7月29日改正（理事会決定）

平成21年3月18日改正（設立登記）

この規則は、業務の執行にあたり信義を重んじ誠実に履行することを使命とした当法人社員としての倫理の本旨を定めるものである。

（目 的）

第1条 社員は、コンサルタントとしての使命と職責の自覚にたつてこの規則に定めるところを遵守し、もってコンサルタント業の社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（品位の保持）

第2条 社員は、常にコンサルタントとしての品位の保持に努めるとともに、社員相互の名誉を重んじなければならない。

（専門技術の権威保持）

第3条 社員は、常に技術の向上に努め、技術的確信のもとに、業務にあたらなければならない。

（中立性の堅持）

第4条 社員は、コンサルタントとしての中立性を堅持するため、建設業者、又は建設業に関係がある製造業者等との間に、いかなる利害関係も持つてはならない。

（秘密の保持）

第5条 社員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（不正行為の禁止）

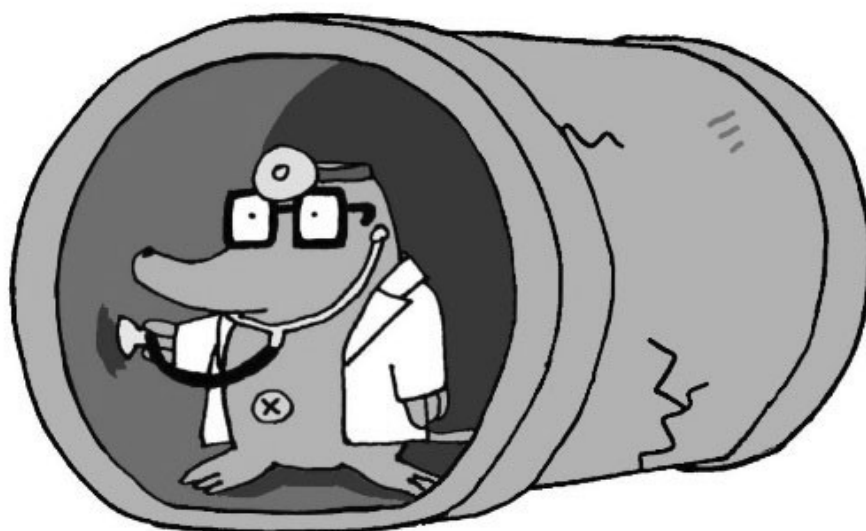
第6条 社員は、業務の取得にあたり、不正な行為をしてはならない。

（公正かつ自由な競争の維持）

第7条 社員は、公正かつ自由な競争の維持に努めなければならない。

（違背の措置）

第8条 社員は、この規則に違背する行為があったときは、除名の措置を受けることがある。



管路構造物の計画的改築・修繕に関する
コンサルティング業務は、管診協にお任せください
Sewer PIPE DIAGNOSIS CONSULTANTS ASSOCIATION (P. D. C. A)

一般社団法人管路診断コンサルタント協会（管診協）

〒112-0002 東京都 文京区 小石川 5-5-5 プライム茗荷谷ビル

T E L 03-5810-1921 F A X 03-5810-1922

U R L <http://www.kanshinkyou.jp/>

e-mail info@kanshinkyou.jp